

## 請願第7号

「共謀罪」の創設に反対する意見書の提出を求める請願

### 【請願趣旨】

日ごろの議員活動に敬意を表します。

今国会に上程されている「共謀罪」法案は、審議が進めば進むほど法案の「危うさ」「違法性」などがますます明らかになっています。委員会での委員質問に対する政府側答弁も要領を得ません。金田法相は「花見と犯罪の下見の違いの区分」を問われ「弁当とビールを持っていれば花見、地図と望遠鏡を持っていれば下見」などと答弁しています。あまりにひどすぎます。

「共謀罪」法案は「話し合うこと、相談すること」が罪に問われます。政府側は「一般市民は対象にならない」と答えていますが、危惧する声は多くあります。岐阜県の大垣市では、警察が風力発電所建設に反対する一般市民を監視し、収集した情報を関係会社に提供する事件が起きています。当人は新聞報道されるまでそのことを知りませんでした。一般市民が、知らない間に犯罪者にされる事態はすでに生まれているのです。さらには「密告」されることで「犯罪者」にされてしまう怖さも指摘されています。

政府は「この法律がないと2020年のオリンピックは開けない」などと言っていますが、当初「法案」にテロという文言はありませんでした。野党からの追求を受け、しぶしぶ「テロ」の文言を入れる有様です。多くの学者・研究者や弁護士からは今回の法案について「共謀罪法を作らなくても、現在の法体系の中で十分対処できる」と指摘されています。

今回上程された法案は「テロ等準備罪」となっていますが、過去3回も国会で廃案になっている「共謀罪」の名前を変えたものでしかありません。国民に対する監視と管理の強化、プライバシーや内心の自由の侵害が危ぶまれる市民生活、社会全般に計り知れない影響を及ぼす法案の創設は認めるわけにはいきません。

### 【請願事項】

「共謀罪」の創設に反対する意見書を、国に提出してください。